

# 令和5年度 指定管理者運営評価シート

所管課	スポーツ推進課
-----	---------

## 1. 公の施設

公の施設の名称	西宮市立西宮浜多目的人工芝グラウンド
所在地	西宮市西宮浜3丁目（西宮浜総合公園内）
施設概要	西宮浜総合公園の南端に位置し、夜間照明も設置された市立運動施設で唯一の本格的な人工芝施設である。主にサッカー・ラグビー・アメリカンフットボールなどで使用されている。
施設の設置目的	あらゆる世代の市民が快適かつ安心してスポーツに親しめる場を提供し、スポーツ及びレクリエーションの推進を図り、市民の心身の健全な発達を促進するため。

## 2. 指定管理者

指定管理者	団体名	西宮SSKクリーン工房共同事業体	指定期間	開始日	平成 30 年 4 月 1 日
	所在地	大阪府中央区上本町西1丁目2番19号		終了日	令和 5 年 3 月 31 日
選定方法		公募	評価対象年	指定期間 5 年のうち 5 年目	

## 3. 指定管理者の業務履行状況

①施設の維持・管理関係	施設利用者の快適な活動環境を確保するため、日々施設内外を巡回点検するとともに、必要に応じて整備を行った。また、市所管課と協議のうえ、トイレ設備、備品修繕など事故等の危険度の高い箇所や満足度向上につながる箇所を優先して補修等を実施した。維持管理・補修等にあたっては、仕様書に基づき、また関係法令に規定された管理基準を遵守して、施設設備が良好に維持できるように行っている。また、日常的な作業に関するマニュアルを作成し、施設の長寿命化を図られるよう予防保全的な観点からメンテナンス業務・日常保全を実施している。
②施設の事業・運営関係	「西宮市運動施設条例」等に基づいて、利用者にとって公平で安全に使用できるよう効率的な運営を行っている。施設の予約については、施設予約システム（スポーツネットにしのみや）によって、施設の使用許可に伴う事務、使用料の徴収及び統計作成業務等を行った。スポーツの普及・推進を図るため、サッカー教室、ベースボールスクールを実施した。土日祝の稼働率は92%（R3年度：88%）であったが、平日を合わせた全日稼働率は70%（R3年度：67%）となり、前年と比較して若干増加している。 労働実態調査の結果：労働基準法をはじめとする関連法令を遵守しており、また労働条件等に関して適切なものであった。 調査結果後の指示事項：なし
③指定管理者の提案による取組と今後の改善点など	当初及び指定期間中の提案： ①利用者満足につながるよう利便性の向上を行うサービスの提供（自動販売機設置、バスの運行、物品販売） ②あらゆる世代が身近にスポーツを親しめる場として、快適で安全な施設を提供する。（ミストホースの設置、感染症予防対策） 取組結果： ①スポーツ教室・イベントを企画・運営し、スポーツ教室等参加人数は延べ792人（R3年度：851人）となった。 ②自主事業の定期スクール用として、送迎バスを運行した。 ③熱中症対策として、ミストホースを設置した。 ④ホームページでの情報提供、チラシを作成した。 ⑤定期的に各種スクールの無料体験会を実施した。 ⑥利便性の向上に物品販売や、自動販売機の設置を行った。 ⑦新型コロナウイルス感染症予防対策を実施し、感染予防に努めた。 今後の改善点： 施設の認知度向上・施設での取組・サービス内容を広報し、利用促進につなげること。利用者が安心・快適に利用できる環境の整備に努め、利用者の拡大・満足度向上を目指すこと。

施設利用状況(量)を示す指標名		単位	R1年度(実績)	R2年度(実績)	R3年度(実績)	R4年度(実績)	R5年度(計画)
①	多目的人工芝グラウンド利用件数	件	1,407	1,092	1,465	1,617	—
②							
③							
④							
⑤							

#### 4. 利用者アンケート等の結果

①利用者アンケート等の実施日・手法	実施日：令和4年10月 手法：施設利用者に対して配布 回収数：22名（多目的人工芝グラウンド）
②利用者アンケート等の結果	施設・設備のコンディション、清掃状況、職員の応対、利用方法について満足度を調査し、すべての項目で高い評価を得ている。総合評価については、9割の回答者より「満足」、「やや満足」の評価であった。また、スポーツ教室の数については、「今のままでよい」との回答が4割、「増やしてほしい」が4割であった。
③結果からの改善点など	アンケート結果より、スポーツ教室増加が求められている。 満足度については、上位の評価が増加するよう、引き続きサービス向上に努めること。

#### 5. 指定管理者の安定性や継続性の評価

①評価結果	共同事業体を組織する2社とも流動性（流動比率等）、安全性（自己資本比率等）、収益性（売上高経常利益率等）の観点より経営分析を実施したところ、概ね健全と評価した。
②評価結果を受けての指示事項	なし。

#### 6. 指定管理料及びその内訳(指定管理者の収入)

(単位：千円)

区分	R1年度(決算)	R2年度(決算)	R3年度(決算)	R4年度(決算)	R5年度(年度協定額)
指定管理料	9,400	9,400	9,400	9,400	—
うち修繕料	(981)	(1,018)	(990)	(990)	—
補足説明	「指定管理料」の「うち数」は、その金額が明確な場合にのみ記入している。また、「うち数」の合計は、指定管理料と同じではない。 当該指定管理施設の比較的大規模な改修工事や備品(新規・買替)等については、緊急性・必要性などを総合的に判断して市所管課が負担している。また、光熱水費についても、市所管課が負担している。				

#### 7. 使用料等の収納状況(市の収入)

(単位：千円)

区分	R1年度(決算)	R2年度(決算)	R3年度(決算)	R4年度(決算)	R5年度(予算)
使用料(駐車場使用料含む)	22,034	18,026	31,491	34,247	—
自販機電気代	101	115	165	230	—
行政財産目的外使用料	10	25	11	15	—
その他の収入	346	305	817	832	—
合計	22,491	18,471	32,484	35,324	—
補足説明	「その他の収入」には、自動販売機取扱収入を記入している。R1年度の施設使用料から、駐車場使用料を含む。千円未満は、四捨五入しているため、合計額が合わないときがある。 ※令和2年7月から、施設・器具使用料の改定を実施。				

#### 8. 市による指定管理者の評価

①モニタリングの結果と総合評価	毎月1回開催している月次連絡会や現地調査を含むモニタリングなどを通じて、事務処理・施設管理が、仕様書等に即して適正に行われていることを確認した。 各種書類の保管状況・非常時緊急時対応・施設の維持管理業務・料金徴収事務・利用促進業務・自主事業・個人情報の取り扱い・利用者への対応などについては適合またはおおむね適合していると判断した。（現地調査による個別の指摘事項は以下②のとおり。） 自主事業の充実により、施設の利用促進及びスポーツによる交流の場の創出が望まれる。
②指摘事項	・美観・環境衛生の保持に留意すること。 ・一部備品シールがはがれていたため、備品管理を徹底すること。